

## 第1章 地域福祉計画の役割と位置付け

### 1 計画策定の背景

我が国では、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化が進む中、平成12年に社会福祉の基本法である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へ改正され、地域福祉の推進が同法の目的の一つとして掲げられました。

しかし、その後も地域福祉に関わる課題は多様化、複雑化しており、介護と育児の問題を同時に抱える等の複合的な課題や、既存の支援制度では対応の難しい制度の狭間の問題なども増えています。また、東日本大震災をはじめとする大規模災害が近年は相次いで発生し、住民同士の支え合いの重要性なども改めて認識されているところです。

本市においても、令和元年10月に発生した台風第19号では河川の氾濫に伴う家屋の損壊・浸水や道路の冠水など、未だかつて経験したことのない災害が発生しました。このような大規模災害では、公助による支援だけでなく避難や災害復旧活動などにおいて、住民同士の支え合いの重要性が改めて認識されることとなりました。こうした緊急時への対応は、日頃から住民同士のつながりや、住民自身の主体的な活動の積み重ねが重要となります。

そのため、日頃から地域に関心を持ち、地域に暮らす個人や家庭が抱える様々な課題に包括的に対応できるように、地域を基盤とした支え合いの体制や、地域の多様な主体が協力して課題を解決する力の向上など、地域福祉の一層の推進が必要となっています。

国においては、地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指しており、平成30年に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」の考え方が位置付けられました。「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。



## 第1章 地域福祉計画の役割と位置付け

この地域共生社会の実現に向けて、「地域における住民主体の課題解決力の強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 最終とりまとめ（平成 29 年 9 月 12 日）」では、地域福祉の推進において重視すべき5つの視点が示されています。

- ① それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦【共生文化】
  - ② すべての地域の構成員の参加・協働【参加・協働】
  - ③ 重層的なセーフティネットの構築【予防的福祉の推進】
  - ④ 包括的な支援体制の整備【包括的支援体制】
  - ⑤ 福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造【多様な場の創造】
- 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 最終とりまとめ（平成 29 年 9 月 12 日）」より

埼玉県においても、分野別の個別の相談支援体制が困難なケースや、制度の狭間にあるケース（以下、「複合課題」という。）への取組等を充実するため、平成 30 年度から令和 2 年度までを計画期間とする第5期埼玉県地域福祉支援計画を策定し、市町村の地域福祉の取組を支援する方向性が示されました。

また、国連サミットでは、「誰一人取り残さない」社会を実現するため、「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択され、貧困、健康、教育など様々な社会問題の解決に向けて国、自治体、民間企業、団体、市民等の関係者が協調的なパートナーシップの下で行動することが必要とされました。

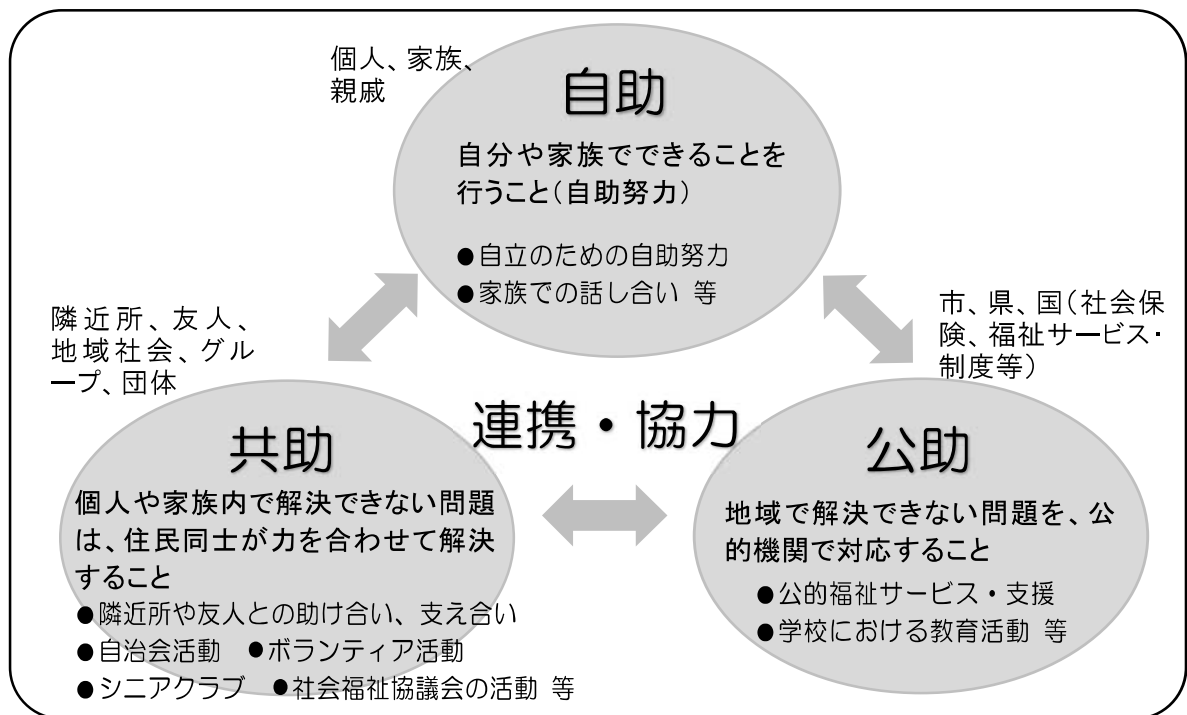
本市においても、第一次東松山市地域福祉計画（平成 27 年度～令和元年度）の下に、「暮らしを支えあい 幸せを育むまち 東松山」の実現を目指して、地域福祉の推進に取り組んできましたが、市民生活を取り巻く環境は大きく変化し、地域福祉の重要性は増しています。そのため、より身近な地域から、地区、市全域と重層的に多様な主体が協力し、地域の様々な生活課題の解決や地域づくりに取り組んでいけるように地域包括ケアシステムを推進し、地域共生社会の実現を目指して、本計画を策定します。

## 2 地域福祉と地域共生社会

### (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者など、多様な主体が協力し合い、暮らしのあらゆる場面において起こり得る生活課題の解決に取り組んでいくことであり、地域の活性化にも「還元」されていくと考えられています。

地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助・支え合い（共助）、公的な福祉サービス・支援（公助）が、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力していく関係を築くことが必要です。



また、国の社会保障審議会福祉部会では、地域福祉推進の理念及び基本目標が以下のとおり示されています。

地域福祉推進の理念
(1) 住民参加の必要性
(2) 共に生きる社会づくり
(3) 男女共同参画
(4) 福祉文化の創造

地域福祉推進の基本目標
(1) 生活課題の達成への住民等の積極的参加
(2) 利用者主体のサービスの実現
(3) サービスの総合化の確立
(4) 生活関連分野との連携

本計画では、これらの地域福祉推進の理念及び基本目標を踏まえ、地域福祉の取組を通じて、地域共生社会の実現を目指します。

(2) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

平成 29 年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より

人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など多岐にわたるため、本人や世帯を包括的に支えていくことが必要です。

そこで、国は、個人や世帯が抱える課題を地域で包括的に支援していける地域共生社会の実現を目指し、法制度の改正を進め、社会福祉法の一部も改正されました。(平成 30 年4月施行)

この法律では、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進などが新たに規定されました。

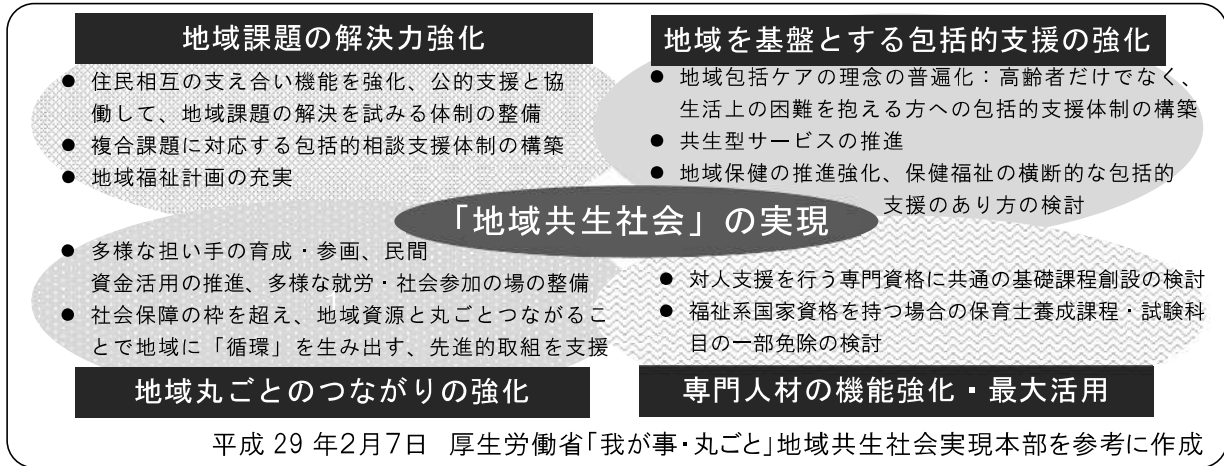
社会福祉法の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）の概要

- 1 「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定（第4条関係）
    - 地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
    - 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題\*について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。
  - 2 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第 106 条の3関係）
    - 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
    - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
    - 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
  - 3 地域福祉計画の充実（第 107 条関係）
    - 市町村が地域福祉計画の策定の努力義務化
    - 計画策定後に定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めること
    - 高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載すること
- \*福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

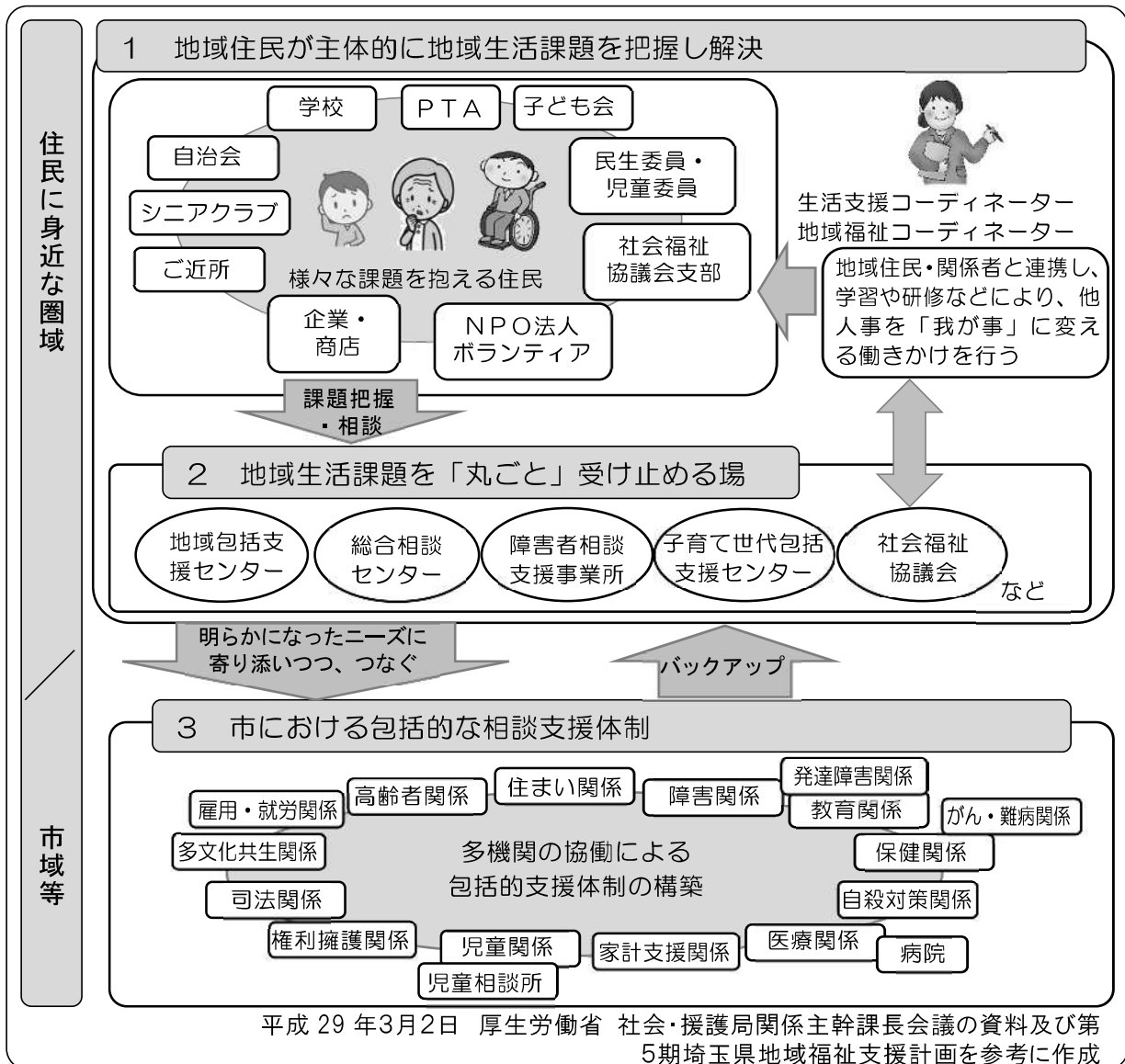
これまで、高齢者ケアの分野で培ってきた地域包括ケアシステムの考え方を、障害者、子どもなどへの支援や、複合的な課題に広げ、多様な課題への対応ができる体制をつくることで、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていきます。

そのため、地域包括ケアシステムをはじめとする福祉や災害対策、地域づくりにおいて取り組んできた自助・共助・公助を、持続可能な地域包括ケアの仕組みに発展させる地域福祉活動の展開を目指します。

【国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格】



【「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的支援体制のイメージ】



### 3 計画の位置付け

#### (1) 行政計画における地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条が定める市町村地域福祉計画として位置付けられます。また、本市全体の指針となる第五次東松山市総合計画を上位計画としています。

なお、平成 29 年 4 月の改正社会福祉法では、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置付けられました。

そのため、本計画は各法を根拠とする保健福祉の分野別計画との整合を図りながら、包括的な支援体制の整備など、本市の福祉施策の基盤となる全体の方向性を示しています。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）第 23 条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を包含したものとなっています。

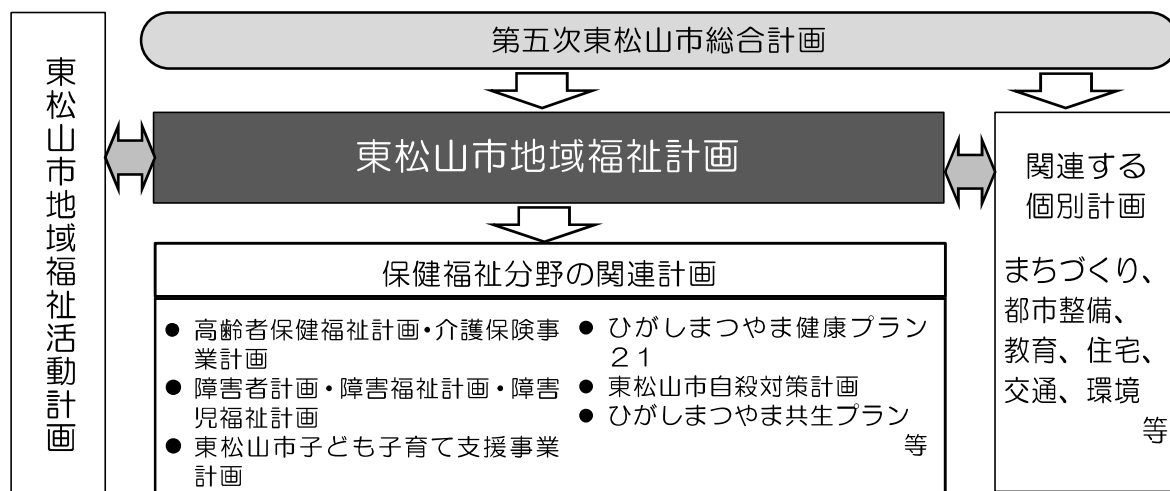
#### (2) 地域福祉活動計画との連携

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画です。

地域福祉の推進に当たっては、地域の様々なヒトやモノ、コトを結びつけ、地域福祉への住民参加を促すことが期待されています。

そのため、「地域福祉活動計画」と行政計画である「地域福祉計画」は基本理念及び基本目標を共有し、地域福祉活動計画では、住民一人ひとりや地域で活動する諸団体の取組や活動について示しています。また、より地域住民のつながりや共助を強める計画とするため、市内 7 つの福祉圏域（9～10 ページ参照）ごとに地区別プランを策定しています。


したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は東松山市における地域福祉の推進における 2 つの大きな柱と位置付けられ、ともに連携・協働を図りながら計画を推進します。



## 4 計画の期間

本計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

計画名称	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第五次東松山市総合計画								令和7年度まで	
東松山市地域福祉計画	第一次 H27～		第二次				第三次		
東松山市地域福祉活動計画・ 地区別プラン	第一次 H28～		第二次				第三次		
東松山市 第7期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画						令和3年（第8期）			
東松山市 第三次市民福祉プラン （障害者計画）								令和8年度まで	
東松山市 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画						令和3年（第6期）			
東松山市 子ども夢プラン （子ども・子育て支援事業計画）	第1期		第2期				第3期		
第2次ひがしまつやま健康プラン 21（健康増進計画）								令和5年度まで	

## 5 計画の策定体制

### (1) 策定委員会の設置

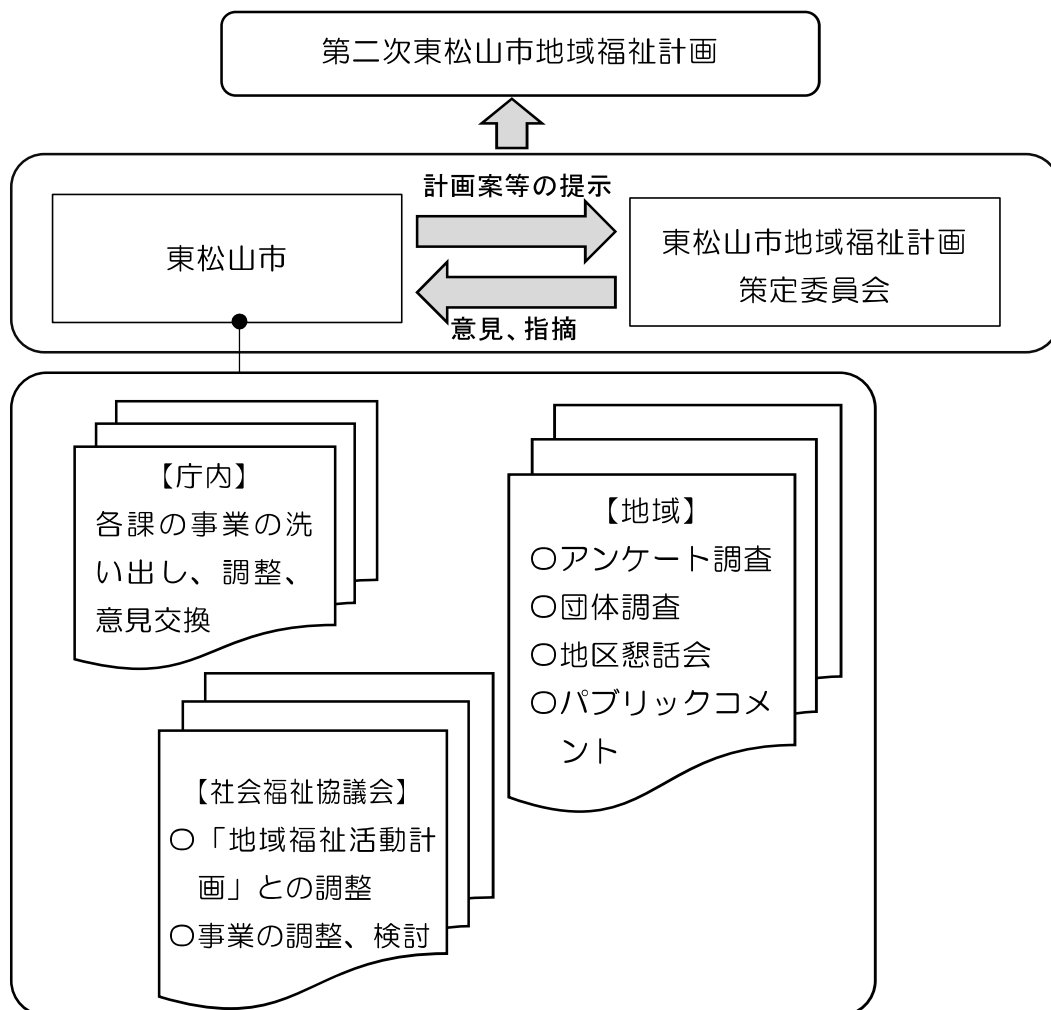
東松山市地域福祉計画の策定にあたり、学識経験者、関係団体代表者、公募により選出した委員で構成する「東松山市地域福祉計画策定委員会」を設置し、基本理念、基本目標から施策について検討を重ねました。

### (2) 地域福祉計画への市民意見の反映

計画の策定にあたり、本市における地域福祉の現状や課題を把握するために地域福祉に関する市民アンケート調査及び団体アンケート調査を実施し、調査結果を集計・分析のうえ、計画の基本目標の基礎資料としました。続いて、7地区における地区懇話会を開催し、アンケート調査の結果、基本目標に対する意見、地域における課題等について伺いました。

また、第二次東松山市地域福祉計画の策定前に市民、関係団体等の意見を把握するため、令和元年11月25日から12月16日まで、パブリックコメントを実施しました。

#### ■計画の策定体制



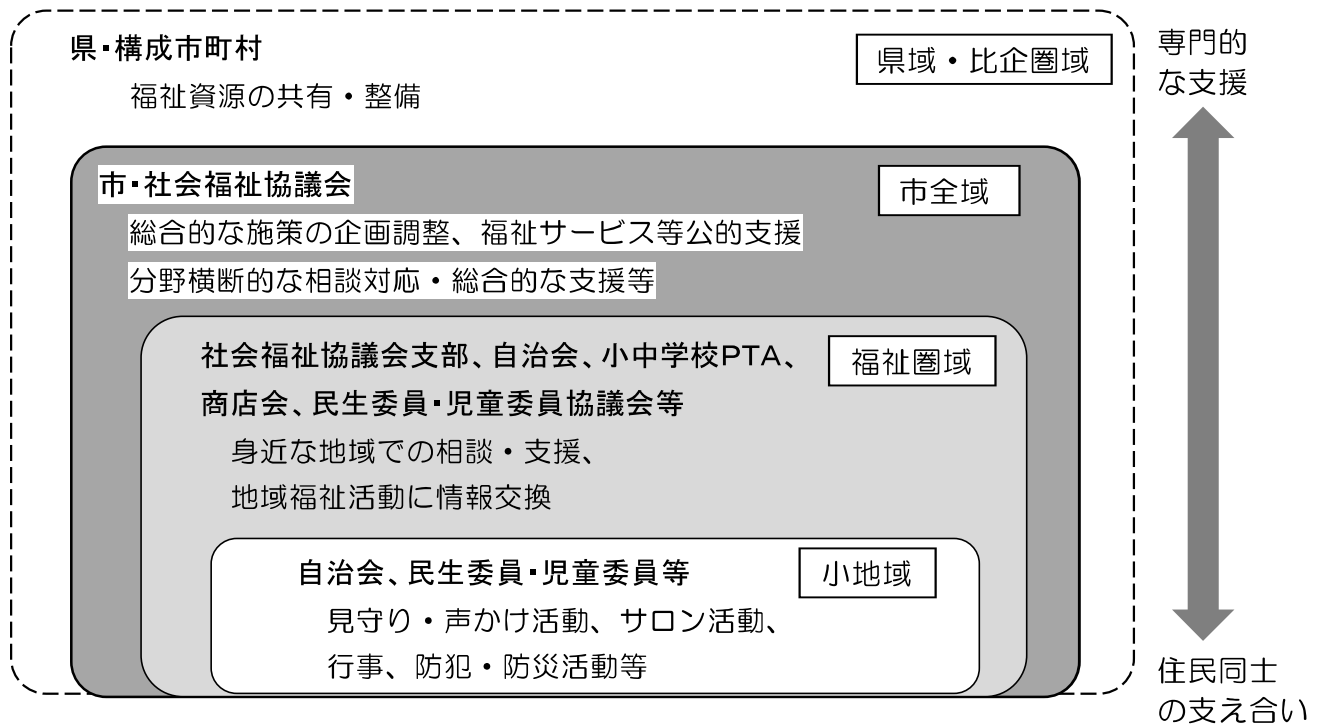


## 6 地域の範囲

地域福祉を効果的に推進するためには、「隣近所による相互の助け合い」や「自治会などによる地域活動」、「市全域を対象とした総合的なサービス提供」など、身近な生活圏域（小地域）から、福祉圏域、市全域と、それぞれの圏域が連動して取り組む体制の整備が重要となります。

本計画では、市内の7地区を福祉圏域の基礎単位と位置付けており、さらに、身近な生活圏域における地域住民等の主体的な参画が進むように、地域活動の拠点づくりや地域活動の組織化の支援、ネットワークの構築など、社会福祉協議会とともに検討し、整備していくこととします。

### ■圏域のイメージ図



# 第1章 地域福祉計画の役割と位置付け

## ■ 7つの地区（福祉圏域）範囲図

